

議案第 23 号

那須烏山市消防団設置条例の一部改正について

那須烏山市消防団設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

那須烏山市消防団設置条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
那須烏山市条例第 号

那須烏山市消防団設置条例（平成17年10月那須烏山市条例第46号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
(定員) 第3条 団員の定員は、 <u>590人</u> とする。	(定員) 第3条 団員の定員は、 <u>603人</u> とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。